

「市・県民税」申告相談のお知らせ

受付期間／2月6日(水)～3月15日(金)

市・県民税の申告時期が近づいてきました。市・県民税の申告は、あなたの市民税と県民税を計算するための基礎資料となります。また、国民健康保険の税額や各種手当・行政サービスの負担額等の大切な判定資料となるため、収入がない人でも申告が必要な方は、必ず申告してください。

申告がスムーズに行えるよう関係書類の準備をお願いします。

■ 所得税・贈与税の申告と納税は 3月15日(金)まで
 ■ 消費税・地方消費税の申告・納付は 4月1日(月)まで
 ■ 国民健康保険税の申告は 4月15日(月)まで

1. 申告が必要な方

- ◆平成25年1月1日現在、つがる市に住所を有している方
(住民登録の有無にかかわらず、現に居住している方)
- ◆営業、農業等事業を営んでいる方、または地代(小作料)、家賃等その他の収入がある方
※収入があれば、所得がゼロやマイナスの場合でも申告が必要です。
※譲渡所得があった方で、税務署への確定申告が不要になった方でも市・県民税の申告は必要です。
- ◆給与所得者で給与以外に収入がある方、または2カ所以上の支払者から給与をもらった方
- ◆勤務先からつがる市に給与支払報告書が提出されない方(あなたの給与支払報告書がつがる市に提出されているかどうかは、給与支払者にご確認ください)
- ◆収入のない方でも、次のような方は申告してください。
 - ①国民健康保険に加入している方
 - ②他の市町村に住んでいる人の扶養になっている方(扶養している方の氏名、住所等をお知らせください)

2. 申告する必要のない方

- ◆平成24年分の所得税の確定申告書(青色申告等)を税務署に提出される方
- ◆給与所得者で毎月の給与から市・県民税を差し引かれ、他に収入がない方
- ◆公的年金等の収入のみの方で、支払者からつがる市に公的年金等支払報告書が提出されていて、医療費控除等の各種控除を受けない方、または、税務署へ確定申告書を提出する必要のない方

3. 申告をしなければならない方が申告をしない場合

- ◆国民健康保険税の軽減措置(7割・5割・2割)がされない場合があります。
- ◆所得等に関する証明書(所得証明・課税証明等)が発行されません。

申告相談には次のものをご持参ください

- 印鑑(認め印で可)
- 収入・経費等の分かる書類
 - ▶ 営業等…「収支内訳書」と売上、仕入・必要経費等所得が計算できる資料
 - ▶ 農業…「収支内訳書」と出荷証明書等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶ 不動産…「収支内訳書」と地代・家賃等収入の分かるもの、必要経費となる領収書等
 - ▶ 給与…源泉徴収票
 - ▶ 一時…生命保険金等の受取に係る証明書等
 - ▶ 譲渡…売買契約書、特別控除を適用するための証明書等
- 社会保険料控除(国民年金の証明書、国保税・介護保険料等の領収書)
- 生命保険、地震保険料、個人年金、介護医療保険料等の証明書
- 医療費控除(医療費等の領収書⇒総額を計算してきてください)
- 身体障害者等の手帳
- その他必要と思われる各種証明書
- 所得税の還付を受ける場合は、本人の金融機関名および口座番号の分かるもの
- 所得税の振替納税希望の方は、本人の金融機関名および口座番号の分かるものと通帳の届出印

平成25年度からの市民税・県民税(住民税)の主な変更点

1. 生命保険料控除の見直し

平成24年1月1日以降に締結した保険契約等

- イ 介護医療保険料控除の創設【控除額(上限)】28,000円
- ロ 一般生命保険料控除の縮減【控除額(上限)】35,000円 → 28,000円
- ハ 個人年金保険料控除の縮減【控除額(上限)】35,000円 → 28,000円

※イ+ロ+ハの合計額の上限は70,000円

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等

- ニ 一般生命保険料控除【控除額(上限)】35,000円
- ホ 個人年金保険料控除【控除額(上限)】35,000円

※ニ+ホの合計額の上限は70,000円

| 新計算式(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等) | | 旧計算式(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等) | |
|-----------------------------|-------------------|-------------------------------|-------------------|
| 12,000円以下 | 支払保険料の金額 | 15,000円以下 | 支払保険料の金額 |
| 12,000円超 32,000円以下 | 支払保険料×1/2+6,000円 | 15,000円超 40,000円以下 | 支払保険料×1/2+7,500円 |
| 32,000円超 56,000円以下 | 支払保険料×1/4+14,000円 | 40,000円超 70,000円以下 | 支払保険料×1/4+17,500円 |
| 56,000円超 | 28,000円(上限) | 70,000円超 | 35,000円(上限) |

※旧計算式と新計算式の控除額を合計した場合、各控除の上限は28,000円で合計額の上限は70,000円

【問い合わせ先】 税務課 電話42-2111(内線212・214・216)

申告相談日程表

受付時間：8時45分～17時まで（正午～13時までは除きます）

木造・柏・森田地区 [会場：松の館2階 視聴覚室]

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|------------------------------|------------------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| | | 2/6 | 2/7 | 2/8 |
| | | 【柏地区】 | 【柏地区】 | 【柏地区】 |
| | | 藤岡・玉水 末吉・沖菟・広須 | 鷺坂・下古川・稲盛 | 上古川・八重崎・岩木 第二岩木・幾世 |
| 2/11 | 2/12 | 2/13 | 2/14 | 2/15 |
| 祝日 | 【柏地区】 | 【柏地区】 | 【森田地区】 | 【森田地区】 |
| | 小和巻・上派立 | 姥島・下町 鶴野・小中野 | 相野 | 山田・猫淵・森田 |
| 2/18 | 2/19 | 2/20 | 2/21 | 2/22 |
| 【森田地区】 | 【森田地区】 | 【森田地区】 | 【川除地区】 | 【川除地区】 |
| 床舞 | 勝山・大館・つきみの団地 月見野丘団地 第二月見野丘団地 | 中田・漆館・吉野 | 成田団地・芦沼・蓮川 | 秋桜団地・川除・芦屋 豊田・今市 |
| 2/25 | 2/26 | 2/27 | 2/28 | 3/1 |
| 【出精地区】 | 【出精地区】 | 【出精地区】 | 【柴田地区】 | 【柴田地区】 |
| 兼館・石館・善積 立花・出野里 芦部岡・堅固 | 出崎・夕日岡・土滝 永田・蓮花田 加納・小田原 | 東林・西林 大畑・生田 | 里見・桜井・柴田 町居田・濁川・中の林 中館・細川・浦船団地 | 近野・平野・菊川 十文字・福原 遠山・千代田 |
| 3/4 | 3/5 | 3/6 | 3/7 | 3/8 |
| 【館岡地区】 | 【館岡地区】 | 【越水地区】 | 【越水・出来島地区】 | 【旧町】 |
| 菰槌・大湯町・亀ヶ岡 | 館岡・筒木坂・平滝 | 吉見・下福原・三ッ館 広岡・あざみ岡 駒田・越水 | 吹原・南広森 丸山・出来島 | 有楽町・菟中・浮巣 |
| 3/11 | 3/12 | 3/13 | 3/14 | 3/15 |
| 【旧町】 | 【旧町】 | 【旧町】 | 【旧町】 | 【旧町】 |
| 上町・松原 | 蓮沼・赤根 | 田町・桜木団地 若緑団地 | 横町・清水 | 千代町・吉岡・下木造 |

車力地区 [会場：車力支所]

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|------|------|------|------|------|
| | | 2/6 | 2/7 | 2/8 |
| | | 車力町 | 車力町 | 下車力町 |
| 2/11 | 2/12 | 2/13 | 2/14 | 2/15 |
| 祝日 | 牛瀧町 | 牛瀧町 | 下牛瀧町 | 豊富町 |
| 2/18 | 2/19 | 2/20 | 2/21 | 2/22 |
| 豊富町 | 豊富町 | 富菟町 | 富菟町 | 富菟町 |
| 2/25 | | | | |
| 富菟町 | | | | |

稲垣地区 [会場：稲垣公民館（2階小会議室）]

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|----------|----------|------------------|-----------|-----------|
| | | 2/27 | 2/28 | 3/1 |
| | | 千年 再賀 | 沖善津 吉出 | 語利 沼館 |
| 3/4 | 3/5 | 3/6 | 3/7 | 3/8 |
| 沼崎 | 元増 福富 | 中派立 前村 下派立 | 野田 | 楽田 鶴見里 |
| 3/11 | 3/12 | 3/13 | 3/14 | 3/15 |
| 細沼 穂積 | 野末 冢調 | 繁菟 | 繁田 船越 | 下繁田 |

※午前中は混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。

※申告がスムーズに行えるよう地区毎に日程を定めていますので、なるべく割り当てられた期日にお越しください。

申告は期限内に済ませましょう

平日の相談が困難な方へ

（お勤めなどで休みが取れない方）

3月3日（日）に下記の場所で受付します。

- 木造・柏・森田地区の方→松の館
- 稲垣・車力地区の方→稲垣公民館（2階小会議室）

【申告期間中の問い合わせ先】

- ・松の館 電話49-2326（2月6日（水）から申告相談専用）
- ・稲垣公民館 電話46-2156
- ・車力支所 電話56-2111

※申告期間中に来られなかった方は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ先】税務課 電話 42-2111

（内線212・214・216）

宝くじの助成金で充実したコミュニティ活動を推進

平成24年度の財自治総合センター「一般コミュニティ助成事業」が、市内6町内会等で実施されました。

この事業は、宝くじの助成金で地域のコミュニティ活動を推進するための備品等を整備するもので、これにより地域のコミュニティ活動が今まで以上に推進されるものと期待されます。



横町町内会
(テント、ねぶた台車ほか)



柴田町内会
(除雪機、発電機ほか)



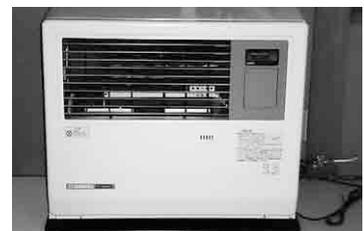
浮巣町内会
(印刷機、除雪機ほか)



末吉自治会
(発電機、除雪機ほか)



千年自治会
(格納庫、除雪機ほか)



穂積町内会
(暖房機器、動力噴霧機)

【問い合わせ先】 総務課 電話42-2111(内線346)

要介護認定者に対する所得税、市・県民税の障害者控除について(税申告用)

障害者手帳等の交付を受けていない65歳以上の方で、要介護・要支援の判定を受けていて次の要件にあてはまる場合は、所得税や市・県民税の申告の際に障害者控除対象者認定書を添付することで障害者控除が受けられます。

控除対象は被保険者本人、または被保険者を扶養控除対象としている親族です。

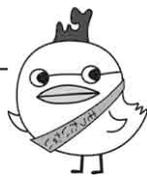
障害者控除対象者認定書の交付申請は市役所介護課で受け付けし、郵送による交付となりますので、確定申告を行う前に申請してください。なお、平成24年7月～9月に介護サービス等を利用した方には、平成24年12月中に送付されている介護給付費通知書に申請書を同封しています。

ご不明な点は市役所介護課へお問い合わせください。

| 障害者控除の対象となる要件 | 障害者控除の区分 | 所得控除額 所得税 | 所得控除額 市・県民税 |
|--|----------|--------------|----------------|
| ○要介護1～3の高齢者 ○要支援1～2の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅱa～Ⅲbの方 | 障害者控除 | 27万円 | 26万円 |
| ○要介護4～5の高齢者 ○要支援1～2または要介護1～3の認知症高齢者で、日常生活自立度Ⅳ～Ⅴの方 | 特別障害者控除 | 40万円 | 30万円 |

- ・対象となるのは平成24年12月31日(死亡者は死亡日)を基準として、それ以前に6カ月以上の介護認定期間があった方です。平成24年7月1日以降に初めて認定された方は、翌年からの適用となります。
- ・障害者手帳を交付されていて障害者控除の対象となる方でも、介護度が4～5など要件を満たしていれば特別障害者控除の申請が可能です。
- ・認定書の交付は、被保険者一人につき一通のみの交付となります。
- ・申請手続き…事前に介護保険被保険者証(オレンジ色)により介護度を確認してください。認め印をご持参のうえ、市役所介護課へお越しください。

【問い合わせ先】 介護課 電話42-2111(内線231)



ご利用ください！「古紙リサイクルセンター」

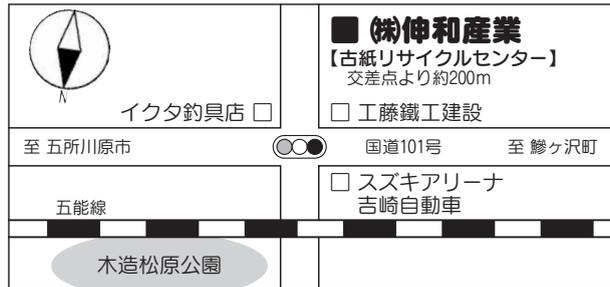
古紙回収業者、つがる市、県が連携し、平成24年12月1日から新聞紙や雑紙等の古紙をいつでも持ち込むことができる「古紙リサイクルセンター」を設置して、回収を開始しました。

下記の営業時間内であればいつでも古紙を持ち込むことができますので、ご利用ください。

■持ち込める古紙：段ボール、新聞紙（折り込みチラシも可）、雑誌・雑紙（書籍、紙箱、コピー用紙）、牛乳パック
※折り込みチラシなどは、新聞紙と一緒に束ねて出してください。

■古紙リサイクルセンター

| 古紙回収業者事業所 | 事業所所在地等 | 営業日・営業時間 |
|-----------------|---------------------------------|-----------------|
| (株) 伸和産業 つがる営業所 | つがる市柏広須照日5-1 電話 0173-27-5545 | 年中無休 8:00～17:00 |



【問い合わせ先】

環境衛生課 電話42-2111(内線282) 青森県環境生活部環境政策課 電話017-734-9249

古紙リサイクルエコステーションもご利用ください

家庭から出る古紙を持ち込むことができる回収ボックスをイオンモールつがる柏（センターモール西入口付近）に設置しています。

回収時間：毎日9:00～20:00

回収品目：新聞紙（折り込みチラシも可）・雑誌・雑紙など

注意：アルミ、プラスチックなどでコーティングされたものは回収しません。
ナイロン、ビニール部分は取り除き、紙ひもでしっかり縛ってください。

【問い合わせ先】 環境衛生課 電話42-2111(内線282)



ふるさと創生物産広場「特産品直売所」 柏農産物加工技術開発センター 指定管理者募集

つがる市ふるさと創生物産広場「特産品直売所」・つがる市柏農産物加工技術開発センター2施設一括の管理運営について指定管理者制度を導入し、指定管理の指定を受ける法人および団体を募集します。

施設の概要

| 施設名 | 所在地 | 敷地面積 | 延床面積 | 構造 | 備考 |
|------------------------|-------------|-----------|---------|-----|------|
| つがる市ふるさと創生物産広場「特産品直売所」 | 柏下古川花崎112-2 | 2,272.44㎡ | 452.38㎡ | 木造 | 既存施設 |
| | 柏下古川花崎112-1 | 3,168.86㎡ | 948.27㎡ | 鉄骨造 | 新築施設 |
| つがる市柏農産物加工技術開発センター | 柏桑野木田花崎57-1 | 2,479.63㎡ | 443.47㎡ | 木造 | |

※特産品直売所は、既存施設を4月末日まで、新築施設を7月1日からの管理となります。

指定の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで（予定）

応募手続き

(1) 募集要項等配布期限は1月18日(金)まで。9:00～17:00（土日・祝日を除く）

(2) 指定申請書等提出期間は1月7日(月)～1月18日(金)9:00～17:00（土日・祝日を除く）

募集要項、指定申請書等は市役所農林水産課で配付します。（市ホームページからもダウンロードできます）

※詳細については、下記へお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

【申し込み・問い合わせ先】 農林水産課 電話42-2111(内線417)